

様式第2号（第5条関係・全体評価）

環境配慮推進状況評価表（事業種別）

部 局 名： 企業局

事業種名： 工業団地・工業用地の造成

1 取組の概要

工業団地の造成に当たっては、農地等が工業用地に大規模に変化することから、環境調査（施行面積20ha以上の地区では環境影響評価）を実施して、環境配慮方針の具体化に努めている。

造成に向けての調査・計画段階においては、開発に伴う公園緑地の整備や地区境界沿いに緩衝緑地帯を設けることで、自然環境や周辺環境との調和に配慮した工業団地として計画した。また、設計・実施段階では環境調査や環境影響評価書に示された保全措置の実施に努めている。

造成工事における主な環境配慮事項

大気汚染に係る防塵対策として、防塵ネットの設置や団地内散水等の実施

騒音・振動等に係る対策として、工事車両への規制（アイドリングストップや低速走行の徹底、低騒音・低振、排出ガス対策型機種を採用等）

水質汚濁に係る対策として、河川への濁水流出を抑制するため仮沈砂施設の設置等

開発区域内で確認された保全すべき植物等の移植や生息環境の確保

2 主な成果

- ・ 造成計画高を道路計画高及び調整池排水勾配等を考慮し盛土量を出来る限り縮減させることで、公共残土搬入を抑制し、大気汚染などの環境負荷の減少に配慮する。
- ・ 公園緑地計画における基本コンセプトを「周辺環境に調和した緑豊かな自然的空間の形成」とし、隣接する調整池と一体となった自然的空間を形成することで自然環境の保全を図る。

3 今後の方針

工業団地造成事業は、産業振興や雇用促進を図り、地域経済の発展に寄与することを目的としているが、周辺の自然環境や農業生産環境と調和を図りながら、周辺環境にも配慮していく。

4 課 題

特になし

5 事業一覧

別表 - 2 のとおり

別表 - 2

個別評価事業一覧

事業年度：平成29年度から平成31年度まで

部局名：企業局

事業種名：工業団地・工業用地の造成

番号	事業名	配慮事項・段階	該当チェック数	実施チェック数	環境配慮実施率	総合評価
1	草加柿木地区産業団地整備事業	調査・計画段階	40	36	90.0	5
	合計		40	36		

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 企業局

課・所・室名 地域整備課

事業の種類	工業団地、工業用地の造成	事業名	草加柿木地区産業団地整備事業
事業の規模	19.4ha	実施場所	草加市柿木町地内
計画期間	平成29年度～平成31年度	段階	調査・計画段階
事業の概要： 当事業は、水を大量に使用する食品製造企業などの立地ニーズに対応するため、工業用水等の活用が可能な産業団地を草加市と連携して整備を行う。 1 施行面積： 19.4ha 2 事業期間： 平成29年度～平成31年度 3 分譲面積： 16.4ha			

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- 1 当該事業では、環境配慮を目的として、環境影響評価の調査項目に準じた環境調査を実施し、周辺環境へ負荷を低減させるための環境配慮事項を抽出し保全対策を実施する。
- 2 造成計画高を道路計画高及び調整池排水勾配等を考慮し盛土量を出来る限り縮減させることで、公共残土搬入を抑制し、大気汚染などの環境負荷の減少に配慮する。
- 3 公園緑地計画における基本コンセプトを「周辺環境に調和した緑豊かな自然的空間の形成」とし、隣接する調整池と一体となった自然的空間を形成することで、周辺自然環境の保全を図る。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

特になし

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあつて、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 10 工業団地、工場用地の造成に関する環境配慮方針

事業名	草加柿木地区産業団地
-----	------------

基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現		地域別		配慮時期			チェック	
		農業地域	山間・丘陵地域	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・実施段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 造成に当たっては、周辺の土地利用との整合を図る。								
個別事項	農村環境との調和を図る。							
	a 農業用水路の機能維持を図る。						✓	✓
	b 生活道路の確保に努める。						✓	✓
	c 水田の保水機能を継承した調整池を設置する。						✓	✓
	d 屋敷林と同調した緑化の促進に努める。						✓	✓
	山村環境との調和を図る。							
	a 自然林の保全に努める。						-	
	b 在来植生に配慮した植樹を図る。						✓	✓
	c ため池等の水源の機能維持に努める。							
	d 表土の保全に努める。							
	既存市街地との調和を図る。							
	a 住宅地との間に適正な緩衝帯の創設を図る。						✓	✓
b 生活道路の確保に努める。						✓	✓	
c 工業団地の交通が既存市街地に流入しない道路配置を検討する。						✓	✓	
基本的配慮事項 2 道路整備等各種基盤の整備状況との整合を図る。								
個別事項	道路整備との整合を図る。							
	a 都市計画道路との整合を図る。						✓	✓
	b 国道等の幹線道路への接続に努める。						✓	✓
	c 工業団地の発生交通量と通過交通量に配慮した道路整備に努める。						✓	✓
	公共下水道整備との整合を図る。							
	a 公共下水道の導入（公共下水道整備区域）を図る。						-	
	b 終末処理施設の設置（水源地域等の高度処理推進区域）に努める。						✓	✓
	c 立地企業への適正排水の啓発（公共下水道未整備区域）に努める。							
	河川改修との整合（良好な雨水排水）を図る。							
	a 調整池の設置を図る。						✓	✓
	b 比流量と整合した排水機等の設置を図る。						✓	✓
	c 河道拡幅用地の確保に努める。						-	
	水道整備との整合を図る。							
	a 市町村水道計画と整合した導入業種の選定に努める。						✓	✓
	b 循環型水利用を促進する。						-	
	緑地・公園整備との整合を図る。							
	a 緑の回廊計画と整合した公園緑地整備に努める。						✓	✓
	b 多自然型緑地・公園の整備に努める。						✓	✓

基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現		地域別		配慮時期			チェック	
		農業地域	山間・丘陵地域	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・実施段階	該当	実施
基本的配慮事項 3								
大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下等の環境保全上の支障が生じないよう適切な配慮を推進する。								
個別事項	大気汚染対策を適切に実施する。							
	a	工業用地のための環境目標値の設定を図る。						
	b	造成中の粉じん対策を図る。						
	c	駐車場の周囲に樹木を植栽し、大気の浄化を図る。					-	
	d	環境対策型建設機械の採用を図る。						
	水質汚濁対策を適切に実施する。							
	a	工業用地のための環境目標値の設定を図る。						
	b	排水処理施設の設置に努める。					✓	✓
	c	地下水汚染防止対策に努める。					✓	✓
	騒音・振動対策を適切に実施する。							
	a	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。						
	b	環境対策型建設機械の採用を図る。【再掲】						
	c	工事実施の時間帯の調整に努める。						
	d	現況地形を極力生かし造成土量の抑制に努める。					✓	✓
地盤沈下対策を適切に実施する。								
a	軟弱地盤における地盤改良の実施に努める。					✓	✓	
b	宅地における十分な盛土と圧密の促進を図る。					✓	✓	
資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。								
建設発生土等の活用を図ることにより、購入土の減量による緑地の保全に寄与する。						✓	✓	
基本的配慮事項 4								
雨水の地下浸透等地域の水循環の保全に配慮する。								
個別事項	水路における水循環の保全に配慮する。							
	a	地域の特性にあわせた水路切回しに努める。					✓	✓
	b	地下浸透型水路の使用を検討する。					✓	
	道路における水循環の保全に配慮する。							
	a	透水性舗装の採用に努める。					✓	✓
	b	浸透枳の採用に努める。					✓	
	c	定期的なメンテナンスに努める。					-	
	公園緑地における水循環の保全に配慮する。							
a	芝、土砂部など浸透面の確保に努める。					✓	✓	
b	メンテナンス不用（自然）緑地の確保に努める。					-		

基本方向2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		地域別		配慮時期			チェック		
		農業地域	山間・丘陵地域	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・実施段階	該当	実施	
基本的配慮事項1									
ビオトープ創造等に基づき、野生生物の生息・生育空間の確保など地域の健全な生態系の維持に配慮するとともに、良好な樹林地その他の緑地、地域の自然景観、歴史的環境等の保全と創造に配慮する。									
個別事項	野生生物の生息・生育空間の整備を図る。								
	a さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握し、希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。							✓	✓
	b 公園、調整池等へのビオトープ空間の創造に努める。							✓	✓
	c 希少動植物の保全を図る。							✓	✓
	d 鳥類誘致のための食餌木の植樹を図る。							✓	
	e 在来植生に配慮し、常緑樹、落葉樹、高木、低木など多様な樹種による植栽を図る。							✓	✓
	f 小動物等の移動が可能な緑地の連続性の確保を図る。							✓	✓
	良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。								
	a 既存樹林を生かした土地利用計画に努める。							-	
	b 当該地域の地形、地質、気候等自然環境にあった郷土種の植栽に努める。自然景観の保全を図る。							✓	
	a 公園、緑地帯における植樹は、計画地周辺の在来植生を考慮し、周辺景観との違和感の軽減に努める。							✓	✓
	b 公園、散策路から山なみ等の遠景が眺望できるように努める。							✓	✓
c 建築物の配置及び色彩等に配慮し、周辺景観への圧迫感の軽減、調和に努める。							✓	✓	
歴史的環境等の保全を図る。									
a 文化財指定区域においては保存に努めるとともに埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。							-		
b 歴史的遺産を生かした公園緑地整備に努める。							-		
基本的配慮事項2									
開発等においては、良好な樹林地をできるかぎり保全するとともに、樹林地やその他の緑地、水辺空間など、自然的環境の創造を推進する。									
個別事項	樹林地の保全を図る。								
	a 既存樹林を生かした土地利用計画を策定し、そこに生育する植物種とこれに依存して生育している昆虫類、土壌動物を含む表土の保全に努める。水辺空間など自然的環境の創造に努める。								
	a 既存水路を生かしたせせらぎ等、自然に親しみやすい自然環境の整備に努める。							✓	✓
	b 公園と調節池の一体化を図り、水辺のやすらぎの持てる空間の創造に努める。							✓	✓

基本方向3 自主的取組の推進		地域別		配慮時期			チェック	
		農業地域	山間・丘陵地域	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・実施段階	該当	実施
基本的配慮事項1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するよう努める。								
個別事項	環境影響評価制度に基づく各種手続きを適切に実施する。							
	a	調査計画書の公告・縦覧を行い、関係住民等から環境保全に関する意見の聴取に努める。					-	
	b	環境影響評価準備書の公告・縦覧を行い、関係住民等から環境保全に関する意見を聴取し、これに対する見解を提示するとともに、評価書の公告・縦覧を行う。					-	
	事業完了時に実地調査結果等を公表する。							
	a	造成中における保全、創造状況の確認に努める。					-	
	b	事業完了後の周辺への影響状況の公表を図る。					-	
		実施率 (b/a (%))		合計 (a)	合計 (b)			
		90.0		40	36			

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価

5

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。